

栄東まちづくり協議会・委員会

平成 31 年 3 月 19 日 18:30～
栄東まちづくり協議会会議室

議題：

1 会員が所属する団体等との契約の承認案件 別紙 1

2 予算(案)の協議会新設街路灯の広告管理の仕組みの変更に伴う予算(案)の変更
従前は街路灯広告の使用収益権を町内会に設定し、その収入の一部を協議会に納入する前提で、補助金外の収入を計算していた。
しかし、町内会に使用収益権を設定するのではなく、街路灯広告の収益は協議会の収益とし、広告主の募集等の事務、広告契約料、広告料の徴収事務の受委託の形式が適正であると判断されるため、街路灯広告に関する収入と支出を計上する予算(案)に変更する。

別紙 2

3 その他

報告事項：

1 道路公園部会(池田公園再整備ワークショップ)

(1) 日時

平成 31 年 2 月 19 日 18:30～

(2) 議題

池田公園の再整備構想

① 管理運営施設のイメージ

② 名古屋市公園サウンディング調査に関する質問書の提出

③ イベント運営

2 まちづくりビジョン策定合同部会

(1) 日時

平成 31 年 2 月 26 日 18:30～

(2) 議題

栄東地区まちづくりビジョンの骨子(案)における「キャッチフレーズ」

3 にぎわい部会

(1) 日時

平成 31 年 3 月 7 日 18:30～

(2) 議題

再開発計画のケーススタディ

4 まちづくりビジョン策定合同部会

(1) 日時

平成 31 年 3 月 13 日 18:30～

(2) 議題

栄東地区まちづくりビジョンの骨子(案)における「キャッチフレーズ」

5 その他

* 今後の日程

1 会員が所属する団体等との契約の承認案件

● 栄東まちづくり協議会規約 (委員会)

第9条 協議会に委員会を置く。

2 委員会は、委員をもって構成し、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 事業計画の立案及び予算の調製に関すること。
- (2) 事業報告の作成及び決算の調製に関すること。
- (3) 事業計画に基づく事業の執行に関すること。
- (4) 会員が所属する団体等との契約に関すること。
- (5) その他、協議会の運営に関すること。

(1) 既存街路灯の町内会等から協議会への移管

① 事業計画における定め(引用)

4 街灯整備事業

(2) 街灯管理の一元化

栄東地区には町内会（発展会）が道路占用許可を取得し、設置した街灯が約 300 本あるが、その電灯料、維持管理費の負担、広告料の徴取の有無、故障時等の連絡、修理対応が不統一となっている。さらに平成 29 年度末から協議会設置の街灯が追加された。

全体的な事務の簡素化、統一化のため、栄東地区の街灯を協議会に移管し、管理を一元化する。

② 町内会等毎の街路灯の所管本数と移管時期

	栄東 発展会	南武平町 南部	老松 第 2	月見町	老松 第 4	老松 第 5	老松 第 6・7	合 計
全体	204	41	40	1	23	8	20	337
移 管 時 期	H30	204		1	23	8	20	256
	2019		38					38
	2020		3	40				43

注1 町内会等の区分は道路占用主体の区分。

注2 南武平町南部、老松第2は街路灯整備(LED化、新設に補助金が当てられているため、5年間の処分(譲渡制限)がある。

③ 移管の手法、内容等

- ・ 上記の町内会等別に契約書(又は協定書)を締結する。
 - ・ 協議会が維持管理が困難となった場合は、町内会等に戻すことを契約書に明記する。
 - ・ 移管後は協議会が維持管理し、電灯料を負担する。ただし、従前から広告主が電灯料を負担している街路灯は引き続き広告主が負担する。
- * 平成 31 年 3 月現在で協議会が負担することとなる街路灯は 66 件。

④ 審議対象の契約

- 平成 30 年度の契約の相手方
栄東発展会、月見町内会、老松第 4 町内会、老松第 5 町内会、老松第 6・7 町内会
- 2019 年度の契約の相手方
南武平町南部町内会

2 協議会新設街路灯に関する町内会との広告パネル管理委託

① 契約の概要

- 街路灯広告の仕組み

別図

- 新設街路灯の広告パネル管理委託契約

● 2018 年度契約

町内会	広告設置 (基) (A)	広告取扱費 (B=A×単価) @15,000/件	広告パネル管理費 (C)* @1,000/基・月	合 計 (B+C)
南久屋町	3.5	52,500	42,000	94,500
南武平町北部	9.5	142,500	81,000	223,500
新栄西部	5.0	75,000	60,000	135,000
合 計	18.0	270,000	183,000	486,000

* 年度途中からの契約があるため、広告パネル管理費は 12 月分でない場合がある。

● 2019 年度契約(見込)

町内会	2019 年度 新規広告 (基)	広告設置 (基)	広告取扱費 (A) @15,000/件	広告パネル管理費 (B) @1,000/基・年	合 計
南久屋町	1.0	4.5	15,000	54,000	69,000
南武平町北部	17.0	26.5	255,000	318,000	573,500
新栄西部	14.0	19.0	210,000	228,000	438,000
合 計	32.0	50.0	480,000	600,000	1,080,000

- 契約形式等

広告取扱に基づく単価契約(広告取扱費、広告パネル管理費)とし、年度末に精算する。

④ 審議対象の契約

- 平成 30 年度の契約の相手方
南久屋町内会、南武平町北部町内会、新栄西部町内会
- 2019 年度の契約の相手方
南久屋町内会、南武平町北部町内会、新栄西部町内会

栄東まちづくり協議会 2019 年度予算(案)

(単位：千円)

収入	内 容 ・ 内 訳		金額
1 名古屋市補助金	環境整備協力費		66,000
2 街路灯広告枠使用料	協議会整備街路灯の広告契約料、管理料(新規 50 基)		1,680
合 計			67,680
支出	内 容 ・ 内 訳		金額
1 防犯事業	1 栄 4 丁目に防犯カメラを整備(10 基)	1,520	1,652
	2 既設置カメラの運営、維持管理	132	
2 防災事業	1 防災訓練の実施	93	668
	2 防災・防犯講習会の実施	575	
3 環境美化事業	1 落書き消し活動	110	160
	2 カラス対策	50	
4 街路灯事業	1 街路灯の更新(26 基)	21,198	25,236
	2 街路灯の維持管理	2,958	
	3 広告パネル管理委託	1,080	
5 公園整備事業	1 池田公園再整備構想の検討	2,500	4,135
	2 児童遊園地等の整備	1,635	
6 道路空間整備 検討事業	違法駐車がされにくく、放置自転車のない、歩いて楽しい道路空間の検討、歩行者天国(社会実験、2 回)の実施		2,000
7 多文化共生事業	外国人の子ども等の日本語教室、相談事業		2,226
8 地域活性化事業	1 池田公園夏祭り、イルミネーションイベント、新たなイベントの実施	6,000	13,881
	2 イルミネーション装飾 池田公園内、東栄通、瓦通歩道	4,833	
	3 公衆無線 LAN(Free Wi-Fi)の整備と活用	1,768	
	4 商業地区活性化(リノベーション、再開発)の研究	1,280	
9 調査研究事業	1 まちづくりビジョンに基づく総合的な施策の推進のための調査研究		1,138
	2 エリアマネジメントの調査研究		
	3 その他の調査研究		
10 その他事業	旧町名板の設置	1,112	1,631
	広報掲示板の設置	519	
事業費 計			52,727
事務費	事務局人件費、事務所賃料、水道光熱費、備品・消耗品購入費、会計委託費等		14,953
総 合 計			67,680